

調査の概要

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としている。

2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査）であり、経済センサス活動調査規則（平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号）によって実施される。

3. 調査の期日

令和 3 年 6 月 1 日現在で実施した。事業所数、従業者数については令和 3 年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については、令和 2 年 1 月～12 月の実績について調査している。

4. 調査の範囲

農業、林業、漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体に属する事業所を除くすべての事業所及び企業。製造業に関しては、上記条件を含め日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所を対象としている。

5. 調査の方法

調査は、対象となる事業所・企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県及び市による調査に分けて実施。調査員調査は、調査員が調査票を対象事業所（申告義務者）に配布して、事業所自ら記入申告する方法（自計方式）により調査を行った。

6. 集計項目の説明

- (1) 事業所及び従業者数は、それぞれ令和 3 年 6 月 1 日現在の数値である。
- (2) 従業者数は、当該事業所で働いている人。他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）を含み、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1ヶ月未満、日々雇用）は含まない。
- (3) 現金給与総額は、令和 2 年の 1 年間に常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など、及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額の合計をいう。
- (4) 原材料使用額等は、令和 2 年の 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。
- (5) 製造品出荷額等は、令和 2 年の 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。
- (6) 各在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- (7) 有形固定資産の額は、令和 2 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。